

## 第18回洋野町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和元年12月25日(水) 午後2時00分～2時36分

2 開催場所 洋野町役場大野庁舎 大会議室

3 出席委員 (13人)

1番 間澤 智子	2番 太内田 栄二	3番 源田 武志
4番 林郷 ケイ子	5番 長根山 裕也	6番 坂本 幸治
7番 舘野 栄子	9番 大粒来 清美男	10番 軒 保
11番 北村 卓也	12番 下田 博美	13番 馬場 健一
14番 高城 健一		

4 欠席委員 (2人)

8番 川崎 和志                      14番 塩倉 健一

5 総会に出席した農地利用最適化推進委員 (14人)

上小路 鉄也	浜道 智	高谷 直樹	安藤 健吉
坂澤 勉	山道 慶蔵	川原 由次郎	林郷 永吉
下権谷 由雄	下谷地 信子	塩倉 康美	

6 日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第2号 農業経営基盤化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第5 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 麥澤 光英

主査 秋山 善一

主任 佐々木 えり子

主事 中里 利則

## 8 会議の概要

- ◇議長（会長） ただ今から、第18回洋野町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席委員は、当席を含め13人です。  
よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。  
ただちに会議を開きます。
- .....

### ◎議事録署名委員の指名

- ◇議長（会長） 日程第1 議事録署名委員の指名についてであります。  
本総会の議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、7番 館野委員、8番 川崎委員を指名したいと存じますが、川崎委員が諸般の事情より欠席の申し出がありましたので、9番 大粒来委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声）  
◇議長（会長） 異議なしと認め、7番 館野委員、9番大粒来委員の両人を指名します。
- .....

### ◎会期の決定

- ◇議長（会長） 日程第2 会期の決定を行います。  
会期は1日限りとすることに、ご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声）  
◇議長（会長） 異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りといたします。
- .....

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- ◇議長（会長） それでは、議事に入ります。  
日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番から番号2番までを一括上程いたします。詳細については事務局よりお願いいたします。
- ◇事務局（事務局長） 議長。  
◇議長（会長） 局長。  
◇事務局（事務局長） 議案書1ページをお開き願います。  
議案第1号 農地法 第3条の規定による許可申請に係る番号1番及び2番について、ご説明いたします。  
申請人から提出のありました 農地法第3条の規定による許可申請について、本委員会の議決を求めるものであります。  
番号1番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇 〇番〇の一部分 地目 登記簿 山林、現況 畑 13,900 m<sup>2</sup>、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇 〇番 地目 畑 4,439 m<sup>2</sup>、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇 〇番 地目 畑 1,040 m<sup>2</sup>、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇 〇〇番〇 地目 畑 885 m<sup>2</sup>、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇 〇〇番 地目 田 4,113 m<sup>2</sup>、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇 〇〇番 地目 畑 578 m<sup>2</sup>、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇〇 〇〇番〇 地目 登記簿 田 現況 畑 644 m<sup>2</sup>、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇〇 〇番〇地目 登記簿 田 現況 畑 1,084 m<sup>2</sup>、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇〇番 地目 登記簿 田 現況 畑 5,061 m<sup>2</sup>、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇〇 〇番 地目 登記簿 田 現況 畑 1,933 m<sup>2</sup>、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇〇 〇番〇地

目 田 3,161 m<sup>2</sup>、合計 11 筆 36,838 m<sup>2</sup>であります。権利区分は贈与で、譲受人の住所氏名は、洋野町〇〇第〇〇地割〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇 氏

経営面積は、自作地 田 1,464 m<sup>2</sup>であり、農業従事者は 3 人であります。

譲渡人の住所氏名は、洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地〇、〇〇〇 〇〇 氏、経営面積は自作地 田 7,274 m<sup>2</sup>、畑 29,564 m<sup>2</sup>、計 36,838 m<sup>2</sup>であります。申請事由は従妹から譲与を受け耕作しようとするものであります。

お手元の総会提出資料は、1 ページから 12 ページになります。1 ページは案内図、2 ページは現況写真であり、①は〇側から撮影、②は〇側から 2 筆撮影、③及び④は〇〇側、⑤は〇側、⑥は〇〇側から撮影したものであり、3 ページは第〇〇地割〇番地〇の案内図及び現況写真で〇側から撮影したものであります。4 ページから 10 ページは公図であります。9 ページ公図の申請地 4 筆は、いずれも筆界未定及び抵当権設置地であるものの、譲受人から承知している旨の同意書が提出されているものであります。

11 ページ 12 ページは許可申請に係る調査書であり、6 の農地法第 3 条第 2 項及び第 3 項の該当の有無では、当該要件すべてに該当しないため、許可については 問題がないものと判断しているものであります。

なお、当該土地への現地調査は、令和元年 12 月 17 日に〇〇〇委員、〇〇推進委員で行っているものであります。

次に議案書 2 ページ 番号 2 番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇〇〇 〇〇番〇 地目 田 2,423 m<sup>2</sup>、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇〇〇 〇〇番地目 田 5,719 m<sup>2</sup>、合計 2 筆 8,142 m<sup>2</sup>であります。

権利区分は売買で、譲受人の住所氏名は、洋野町〇〇第〇〇地割〇番地、〇〇 〇〇 氏 経営面積は、自作地 田 18,397 m<sup>2</sup>、畑 9,347 m<sup>2</sup>、計 27,744 m<sup>2</sup>であり、農業従事者は 3 人であります。

譲渡人の住所氏名は、洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地、〇〇 〇 氏、経営面積は自作地 田 8,142 m<sup>2</sup>、畑 572 m<sup>2</sup>、計 8,714 m<sup>2</sup>であり、申請事由は買受し耕作しようとするものであります。

お手元の総会提出資料は、13 ページから 16 ページになります。13 ページは案内図であり、写真①は〇〇側から、②は〇側から撮影したものであります。14 ページは公図、15 ページ 16 ページは許可申請に係る調査書であり、6 の農地法第 3 条第 2 項及び第 3 項の該当の有無では、当該要件すべてに該当しないため、許可については 問題がないものと判断しているものであります。

なお、当該土地への現地調査は、令和元年 12 月 17 日に〇〇委員、〇〇推進委員で行っているものであります。

以上説明といたします。よろしくお願ひ致します。

◇議長（会長） 事務局の説明が終わりました。

現地において調査いたしました推進委員から、現地調査を行った結果について報告願ひます。番号 1 番について、〇〇推進委員願ひします。

◇〇〇推進委員 番号 1 番の申請地について、〇〇〇農業委員と共に 12 月 17 日、現地調査を行った結果について報告いたします。

この申請地は、譲渡人が相続により取得した農地ですが営農できないため、従兄の譲受人が贈与を受け、営農を受け継ぐものです。

現地のうち現況が田となっている 2 カ所については、米が作付けされ適正に管理されておりました。そのほかの農地については遊休農地化しておりましたが、譲受人が草地など農地として管理したいとのことから、許可しても問題ないと思ひます。

以上、報告といたします。

◇議長（会長） ありがとうございます。

次に 2 番について〇〇推進委員願ひします。

◇〇〇推進委員 〇〇農業委員と共に 12 月 17 日に現地調査を行った結果について報告致します。

番号2番の申請は、売買により所有権移転しようとするものです。

現地は、1筆は耕作されており、1筆は、長年、休耕地となっておりましたが、譲受人が復旧し、2筆とも水田として利用していくということでしたので、許可しても問題ないと思います。

以上、報告と致します。

◇議長（会長） ありがとうございます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番から2番までの説明及び現地調査報告が終わりました。

これより質疑を行います。 質疑ございませんか。

◇〇〇委員 はい（挙手）

◇議長（会長） 〇〇番〇〇委員

◇〇〇委員 1番の中で抵当権が設定されている話を伺いましたが、贈与の場合も受けた方に抵当権は移るのでしょうか。

◇事務局（事務局長） 当然、その土地に設定されるものなので移ることになります。この案件につきましては、古くから明治時代のものであり、これを休眠担保いうもので解除するのは難しく、裁判所の方に申し立てで行いますが、時間とか手間がかなりかかることになります。結果、この部分において、筆界未定、抵当権も設定されていることも承知し、譲り受けるという同意書はいただいておりますのでご了解願います。

◇〇〇委員 ありがとうございます。承知しました。

◇議長（会長） ほかがございませんか。

（「なし」の声）

◇議長（会長） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、「議案第1号」を採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◇議長（会長） 異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番及び番号2番は、申請どおり許可することが適当であるということにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◇議長（会長） 異議なしと認め、議案第1号は、申請どおり許可することに決定いたしました。

.....

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

◇議長（会長） 次に、日程第4 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、利用権設定番号1番から10番までを上程いたします。詳細について、事務局の説明を求めます。

◇事務局（事務局長） 議長。

◇議長（会長） 局長。

◇事務局（事務局長） 議案書3ページをお開き願います。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画の決定について本委員会の審査決定を、洋野町長より求められたもので、利用権設定10件の審議をお願いするものであります。

議案書 4ページをお開きください。5ページから24ページの利用権設定に係る農用地利用集積計画総括表でありますので本表で内容説明させていただきます。

番号1番に係る利用権設定であります。利用権の設定を受ける者の氏名住所は、〇〇 〇〇 氏 洋野町〇〇第〇地割〇〇番地、利用権を設定する者の氏名住所は、〇〇 〇〇 氏 〇〇市〇 〇第〇地割〇〇番地〇〇、面積1筆11,367㎡ 権利区分は賃貸借、内容は飼料畑、期間は令和元年12月28日から令和11年12月27日の10年間で、賃借料は10a当り年額〇,〇〇〇円あります。

番号2番に係る利用権設定であります。利用権の設定を受ける者の氏名住所は、〇〇 〇〇 氏 洋野町〇〇第〇地割〇〇番地、利用権を設定する者の氏名住所は、〇〇 〇〇〇 氏 洋野町〇 〇第〇地割〇番地、面積2筆20,573㎡ 権利区分は賃貸借、内容は飼料畑、期間は令和元年12月28日から令和11年12月27日の10年間で、賃借料は10a当り年額〇,〇〇〇円あります。

番号3番に係る利用権設定であります。利用権の設定を受ける者の氏名住所は、〇〇 〇〇 氏 洋野町〇〇第〇地割〇〇番地〇、利用権を設定する者の氏名住所は、亡 〇〇 〇〇 相続人 〇〇 〇〇〇 氏 東京都〇〇区〇〇 〇の〇〇の〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇801、面積4筆17,197㎡ 権利区分は賃貸借、内容は畑、期間は令和元年12月28日から令和11年12月27日の10年間で、賃借料は10a当り年額〇,〇〇〇円あります。

番号4番に係る利用権設定であります。利用権の設定を受ける者の氏名住所は、〇〇〇 〇 氏 洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地〇〇、利用権を設定する者の氏名住所は、〇〇〇 〇〇〇 氏 洋野町〇〇第〇地割〇番地〇、面積1筆7,885㎡ 権利区分は賃貸借、内容は畑、期間は令和2年1月1日から令和7年12月31日の6年間で、10a当り年額〇,〇〇〇円あります。

番号5番に係る利用権設定であります。利用権の設定を受ける者の氏名住所は、〇〇 〇〇 氏 洋野町〇〇〇第〇地割〇〇番地〇〇、利用権を設定する者の氏名住所は、〇〇 〇〇 氏 洋野町〇〇第〇地割〇〇〇番地、面積2筆20,421㎡ 権利区分は賃貸借、内容は畑、期間は令和2年1月1日から令和3年12月31日の2年間で、10a当り年額〇,〇〇〇円あります。

番号6番に係る利用権設定であります。利用権の設定を受ける者の氏名住所は、〇〇 〇〇 氏 洋野町〇〇〇第〇地割〇〇番地〇〇、利用権を設定する者の氏名住所は、〇〇 〇〇 氏 洋野町〇〇第〇地割〇〇〇番地、面積4筆22,997㎡ 権利区分は賃貸借、内容は畑、期間は令和2年1月1日から令和3年12月31日の2年間で、10a当り年額〇,〇〇〇円あります。

番号7番に係る利用権設定であります。利用権の設定を受ける者の氏名住所は、〇〇〇 〇 〇 氏 洋野町〇〇第〇地割〇〇番地、利用権を設定する者の氏名住所は、亡 〇〇〇 〇〇 氏 相続人代表 〇〇〇 〇〇 氏 洋野町〇〇第〇地割〇〇番地で、関係相続人からの同意は得ているものであります。面積は2筆4,021㎡ 権利区分は賃貸借、内容は田、期間は令和2年1月1日から令和11年12月31日の10年間で、10a当り年額〇,〇〇〇円あります。

番号8番に係る利用権設定であります。利用権の設定を受ける者の氏名住所は、〇〇〇 〇 〇 氏 洋野町〇〇第〇〇地割〇番地、利用権を設定する者の氏名住所は、〇〇 〇〇 氏 洋野町 〇〇第〇〇地割〇〇番地〇、面積3筆7,435㎡ 権利区分は使用貸借、内容は田、期間は令和2年1月1日から令和11年12月31日の10年間であります。

番号9番に係る利用権設定であります。利用権の設定を受ける者の氏名住所は、〇〇〇 〇 〇 氏 洋野町〇〇第〇〇地割〇番地、利用権を設定する者の氏名住所は、〇〇 〇〇 氏 洋野町 〇〇第〇〇地割〇〇番地、面積1筆5,419㎡ 権利区分は使用貸借、内容は田、期間は令和2年1月1日から令和11年12月31日の10年間であります。

番号10番に係る利用権設定であります。利用権の設定を受ける者の氏名住所は、〇〇〇 〇 〇〇 氏 洋野町〇〇第〇〇地割〇番地、利用権を設定する者の氏名住所は、〇〇 〇〇 氏 洋野町 〇〇第〇〇地割〇〇番地〇、面積1筆3,394㎡ 権利区分は使用貸借、内容は田、期間は令和2年1月1日から令和11年12月31日の10年間であります。

お手元の総会提出資料18ページから26ページをご覧ください。

18 ページ 19 ページは、利用件設定番号 1 番から 10 番までの位置図であり、20 ページは番号 1 番の洋野町〇〇第〇地割〇〇番〇の配置図、21 ページは番号 2 番の洋野町〇〇第〇地割〇〇〇番、〇〇〇番の配置図、22 ページは、番号 3 番の洋野町〇〇第〇地割〇〇番〇、〇及び〇〇番地〇、〇〇番の配置図、23 ページは番号 4 番の洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番〇〇の 1 筆は配置図、24 ページは番号 5 番の洋野町〇〇第〇地割〇番〇、〇〇〇番〇の配置図、及び番号 6 番の洋野町〇〇第〇地割〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、〇〇番〇、〇〇〇番地の配置図、25 ページは番号 7 番の洋野町〇〇第〇地割〇〇〇番、〇〇〇番地の配置図、26 ページは設定 8 番の洋野町〇〇第〇〇地割〇番〇、〇〇第〇〇地割〇〇番、〇〇番〇の配置図、及び番号 9 番の〇〇第〇〇地割〇〇番〇の配置図、並びに番号 10 番の〇〇第〇〇地割〇〇番の配置図であります。

以上説明といたします。よろしくお願ひいたします。

◇議長（会長） ただ今事務局の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。ご意見、ご質問等ございませんか。

◇〇〇委員 はい（挙手）

◇議長（会長） 〇〇番〇〇委員

◇〇〇委員 この利用権を設定された方、受ける方に例えば相続が発生した場合は再提出をする必要があるのですか。

◇事務局（事務局長） はい。相続等で所有権移転されたのであれば当然変更が必要であると考えます。また、利用権の設定は土地に権利として設定しているものであり生きているものと考えます。

◇議長（会長） ほかにございませんか。

（「なし」の声）

◇議長（会長） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、直ちに採決したいと存じます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◇議長（会長） 異議なしと認め、採決いたします。

議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、利用権設定番号 1 番から 10 番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◇議長（会長） 異議なしと認め、議案第 2 号は、原案のとおり承認することにいたしました。

.....

#### ◎報告第 1 号の上程、説明、質疑

◇議長（会長） 次に、日程第 5 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出受理に係る報告について、番号 1 番から番号 7 番を一括上程いたします。

事務局より説明いたさせます。

◇事務局（事務局長） 議長。

◇議長（会長） 局長

◇事務局（事務局長） 議案書 25 ページをお開き願います。

この案件は、農地法関係事務処理要領で、「相続などにより 農業委員会の許可を経ないで 農地等の権利を取得」したことの届出に対し、「審査のうえ 速やかに受理不受理を決定し、届出者に対し通知しなければならない」と規定されているものであります。

届出のあった番号1番から番号7番までの21筆につきまして、審査したところ、内容、書類ともに適正であったことから、届出人に対し、受理通知書を交付したものであります。

届出のあった7件のうち、権利を取得した事由は、全てが相続であり、あつせん希望は、番号3番が有りですが、その他6件は無しで提出されております。

なお、届出受理に係る関係資料は総会提出資料27ページから33ページとなっております。

以上、報告といたします。

◇議長（会長） 事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。 質疑ございませんか。

（「なし」の声）

◇議長（会長） 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告についてを終わります。

.....

◇議長（会長）

これで、本日の案件は全て終了いたしました。皆様のご協力に対し心から厚くお礼申し上げます。

以上をもちまして、第18回洋野町農業委員会総会を閉会いたします。誠にありがとうございます。

令和元年 12 月 25 日 開 議

第 18 回洋野町農業委員会総会

## 議 事 録 署 名

会 長

7 番（館野委員）

9 番（大粒来委員）